

大和市告示第40号

大和市電気料金等高騰に伴う指定管理施設運営支援金交付要綱を次のように定める。

令和6年3月22日

大和市長 古谷田 力

大和市電気料金等高騰に伴う指定管理施設運営支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、電気料金及びガス料金（以下「電気料金等」という。）高騰の影響により公の施設の適正な管理運営に支障が生じている指定管理者に対し、安定的かつ継続的な市民サービスの提供体制を支援するために、電気料金等高騰に伴う指定管理施設運営支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内で交付することについて、大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「指定管理者」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。

(対象者)

第3条 支援金の対象となるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 申請日時点で本市の指定を受けている指定管理者であること。
- (2) 指定管理者として管理を行う公の施設（以下「対象施設」という。）の電気料金等を負担していること。
- (3) 電気料金等高騰による管理経費の増大が対象施設の収支計画に多大な影響を与えることにより、当該対象施設の適正な管理運営に支障が生じる恐れがあること。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、対象施設における電気料金等の算定に当たり令和5年4月1日から令和6年3月31日まで（以下この項において「対象期間」という。）に使用量の検針が行われた各月の電気料金等の合計額から、指定管理料の上限額のうち対象期間の電気料金等として算定された額に相当する額を控除して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、対象期間の各月の電気料金等について、電気料金等額が確認できない月がある場合には、当該月の電気料金等にあつては、電気及びガスそれぞれについて、令和5年4月分から当該申請時点までに支払った電気料金等の合計を当該電気料金等に係る使用量の合計で除した額に前年度の同月における使用量を乗じて得た金額を用いるものとする。

(交付の申請)

第5条 申請者は、令和6年3月31日までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 電気料金等高騰に伴う指定管理施設運営支援金交付申請書
- (2) 申請に係る各月の電気料金等の支払の事実及び当該電気料金等に係る使用量が分かる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第6条 市長は、申請者に対し、規則第5条の規定による審査に当たり必要と認める資料の追加提出を求めることができる。

2 市長は、規則第5条の規定による交付の決定をしたときは、電気料金等高騰に伴う指定管理施設運営支援金交付決定通知書により当該申請者に通知するものとし、交付しないことに決したときは、その旨を当該申請者に通知する。

3 市長は、規則第9条第2項の規定による請求を適当と認めたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(様式)

第7条 この要綱で使用する様式は別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行する。

(大和市新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う休館期間等の指定管理施設運営支援金交付要綱の廃止)

2 大和市新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う休館期間等の指定管理施設運営支援金交付要綱(令和3年大和市告示第34号)は、廃止する。

別表（第7条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	電気料金等高騰に伴う指定管理施設運営支援金交付申請書	第5条
第2号様式	電気料金等高騰に伴う指定管理施設運営支援金交付決定通知書	第6条